

北海道地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

北海道労働局一般公示第7号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金、北海道鉄鋼業最低賃金、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金及び北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、北海道の区域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業、砂糖・でんぷん糖類製造業、鉄鋼業（鉄素形材製造業及びその他の鉄鋼業を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及び医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）、情報通信機械器具製造業、船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）及び船体ブロック製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「北海道地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年8月8日

北海道労働局長 村松 達也

記

北海道地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1. 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、北海道の区域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業、砂糖・でんぷん糖類製造業、鉄鋼業（鉄素形材製造業及びその他の鉄鋼業を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及び医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）、情報通信機械器具製造業、船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）及び船体ブロック製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、北海道の区域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業、砂糖・でんぷん糖類製造業、鉄鋼業（鉄素形材製造業及びその他の鉄鋼業を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及び医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）、情報通信機械器具製造業、船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）及び船体ブロック製造業を営む使用者又はその団体であること。

2. 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号いずれにも該当しないものであること。

3. 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年8月26日必着

(3) 推薦書の提出先

北海道労働局労働基準部賃金室(札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第一合同庁舎)

令和 年 月 日

北海道労働局長 村松 達也 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

北海道地方最低賃金審議会専門部会の [労働者代表 / 使用者代表] 委員の
候補者として、下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

（ふりがな） 氏 名	年 齢	現 職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴 （履歴書添付）

内 諾 書

北海道労働局長 村松 達也 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、北海道地方最低賃金審議会専門部会委員に任命されました時には、就任することを内諾します。